入札説明書

【調達件名】

三国公共職業安定所全館空調設備入替工事

福井労働局

福井労働局

この入札説明書は、本件調達に関し会計法その他関係法令に定めるものの他、競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

- 1 公告日 令和6年7月1日(月)
- 2 契約担当官等

支出負担行為担当官 福井労働局総務部長

- 3 工事概要
- (1)工事名 三国公共職業安定所全館空調設備入替工事
- (2) 工事場所 三国公共職業安定所(福井県坂井市三国町覚善69-1)
- (3) 工事内容 空気調和設備改修工事(全館入替)及び既存設備撤去後の機械室の 倉庫への改修工事
- (4) エ 期 契約締結日から令和7年3月18日(火)まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であ る。
- (6) 本工事は、石綿障害予防規則に基づき事前調査及び分析調査が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。ただし、以下の点に留意すること。
 - ア 当初より電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
 - イ 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発 注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
 - ウ 以下、本説明において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注 者の承諾を前提として行われるものとする。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び 第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格(建設工事)において、近畿地域における「管」に係る「B」又は「C」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成14年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開

始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認 定を受けていること。)

- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成20年度以降に元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。)

なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負 工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこ と。

- ア 建物用途 庁舎又は類似施設(鉄筋コンクリート造)
- イ 建物構造 2階以上
- ウ 工事種目 空気調和設備改修工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 2級管工事施工管理技士又は国土交通大臣が2級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣が2級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - イ 平成20年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請と しての経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事 のうち500万円を超える請負工事にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未 満のものを除くこと。
- (6)競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から指名停止を受けていないこと。
- (7)上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8)入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又 は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 福井県内に本店、支店その他の営業所が存在すること。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、 厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用されている者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2 年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (12) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (13) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (14) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により、行政処分等を受けていないこと。

5 設計業務の受託者等

(1) 4 (7) の「上記3 (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

福井県福井市照手2丁目2-1

株式会社 本禄建築設計事務所

- (2) 4 (7) の「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア 又はイに該当する者である。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額 の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合にお ける当該建設業者。
- 6 本件調達に関する照会先(担当部局)

福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階 福井労働局 総務部総務課

(入札等の手続きに関する照会) 会計第一係 木村

(仕様書の内容に関する照会) 会計第二係 宮本

TEL 0776-22-2655 (内線5029)

7 競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。4(2)の認定を受けていない者も次に従い、申請書及び資料及び提案書を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において、4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ア 提出期間:令和6年7月1日(月)から令和6年7月22日(月)までの土曜日、日曜日 及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- イ 提出場所:上記6に同じ。
- ウ 提出方法:申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。但し、発注者 の承諾を得て紙入札とする場合は、イの提出場所へ持参することにより行う。 郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。
- (2) 申請書は、別記(様式1)により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の工事の施工実績及びイの配置予定の技術者の同種の工事の経験については、 平成20年度以降に工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種 の工事の施工実績」別記(様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事 経験等」別記(様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事が官公庁による工事成績評定 を受けた工事である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

ア 施工実績

4 (4) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記(**様式2**)に 記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

4 (5) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を別記(**様式3**)に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子調達システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 契約書の写し

アの同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(表鑑で可)を提出すること。但し、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しに替えて工事カルテの写しを提出することでよいこととする。

(4)競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は電子調達システムで通知する。(但し、書面により提出した場合は、書面で通知する。)

(5) その他

- ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者 に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

- エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。但し、配置予定 の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- オ 申請書及び資料及び提案書に関する問い合わせ先 6に同じ。
- カ 電子調達システムにより申請書及び資料の提出をする場合は、配布された様式で作成を行うものとし、複数の申請書類は1つのファイルにまとめ、ファイル容量は1ファイルにつき3MB以内、全ファイル合計で10MBを上限とする。契約書などの印のあるものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか又はコピーを郵送する。(書留郵便に限る。提出期限内必着。)
- 8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1)競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限:令和6年7月23日(火)12時00分まで。
 - イ 提出場所:6に同じ。
 - ウ 提出方法:電子調達システムにより提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合は、紙 を提出場所に持参するものとする。郵送又は電送 (ファクシミリ) によるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し電子調達システム (書面持参による説明要求の場合は、紙)により回答する。
- (3)支出負担行為担当官からの理由等の説明に不服がある者は、(2)の書面を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内に、書面により、厚生労働省大臣官房会計課長に対し再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、厚生労働省公共調達中央監視委員会が審議を行う。
 - ① 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間:6に同じ。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、 8時30分から17時15分まで。
 - ② 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先:6に同じ。
- 9 図面等の交付期間、交付場所
- (1) 期間: 令和6年7月1日(月) から令和6年7月22日(月) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- (2) 交付場所:上記6に同じ。(交付を希望する場合は、事前に上記6の入札等の手続きに関する照会先まで連絡すること。)
- 10 入札説明書に対する質問 上記6に同じ。

11 入札説明会

行わない。

なお、現地確認が必要な場合は、事前に上記6まで連絡すること。

12 応札について

(1) 電子調達システム利用による応札の場合

電子調達システム利用による入札参加希望者は、当該システムに定める手順に従い、次のアから才までを<u>令和6年7月22日(月)17時15分まで</u>に同システムにて電子ファイル化(PDF等)して添付提出すること(添付書類は持参でも可)。

- ア 暴力団等に該当しない旨の「誓約書」(様式4)
- イ 「資格審査結果通知書(厚生労働省競争参加資格)」の写し
- ウ 労働保険の加入が証明できる書類及び労働保険料納入済通知書の**写し**(当年度と前年度 分の2年度分)
- エ 社会保険等の「保険料納付に係る申立書」(様式5)
- 才 「自己申告書」(様式6)
- (2) 紙による応札

紙による入札参加を希望する場合は、上記アからオに加えて、

カ 「電子入札案件の紙入札方式での参加について」(様式7)

を上記の期限までに当課会計第一係まで提出すること。

13 入札について

(1)入札金額等

ア 入札者は、業務の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとする。

※入札書に当該工事の内訳が分かる入札内訳書を添付すること。

なお、この工事は石綿障害予防規則に基づき事前調査及び分析調査が義務付けられている ため、契約に当たり調査に要する費用も積算した上で入札すること。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する 額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額 とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを 問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除。
 - イ 契約保証金 免除。但し、落札者は公共工事履行保証証券による保証(かし担保証特約を付したものに限る。)を付すものとする。この場合の保証金額は、請負金額の10分の3以上とする。
- (3)入札方法
 - ア 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムで入札する場合は、当該システムで定める手続きに従い、入札金額を入

れること。なお、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合 があるので、時間に余裕を持って行うこととする。

イ 紙による入札の場合

紙による入札の場合は、「入札書」は(**様式8**)にて作成し、「封筒記載例」(参考 **様式11**)に基づく封筒に入れ、封印のうえ提出すること。

この場合の封皮には氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官福 井労働局総務部長と記載)及び三国公共職業安定所全館空調設備入替工事第〇回目入札 書在中」と記載しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。 また、最低金額入札者が複数ある場合は、電子調達システムを利用した電子くじにより落 札者を決定するので、「電子くじ番号登録票」(**様式9**)も合わせて提出する必要があるが、こ れは封筒には入れずに会計第一係の担当者あてに手交すること。

その他として、郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4)提出期限等について

令和6年7月24日(水)14時00分まで

電子調達システム上、又は、紙による入札の場合は上記6の場所

前記(1)~(3)に留意すること。

紙入札の場合は「電子くじ番号登録票」(様式9)もこの期限までに提出すること。

(5)入札の無効

- ア 入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- イ 誓約書(**様式4**)を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- ウ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号) 第8条第3項の規定に基づき入札書を受理した場合であって、当該資格審査が開札日時まで に終了しない時、または資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。
- エ その他、必要事項の記載の無い入札書、内容が判然としない入札書、調達委託業務名の表示に重大な誤りがある入札書、入札金額を加除訂正した入札書、独禁法に違反し価格その他の点に関し明らかに公正な競争を不法に妨害したと認められる入札書、当該入札に対する同一人の2以上の入札書は無効とする。

(6) 代理人による入札

- ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続き を終了しておかなければならない。
- イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人 であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して「委任状」(様式 10)を提出しなけれ ばならない。
- ウ 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

14 開札等について

(1) 開札予定日時及び場所

令和6年7月24日(水)14時10分から

福井市春山1丁目1番54号

福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室

(2) 開札の立会い等について

ア 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくこととする。

イ 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が 立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3)入札の執行回数の取扱い

原則として2回を限度とする。

なお、1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

15 落札者の決定方式について

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって 有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そ の者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はそ の者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当 であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価 格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16 配置予定管理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の他は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 契約書作成の要否等

別添、「工事請負契約書(案)」(様式12)により、契約書を作成するものとする。

18 契約関係書類の取り扱い

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。 なお、契約書の押印は省略できない。

- ・担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- ・押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を 徴取する場合があり得ること。

19 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出(GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

20 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨

(2) 契約書の作成

- ア 契約年月日は令和6年8月1日(木)の予定である。
- イ 契約条項は、「工事請負契約書(案)」(様式12)の予定である。

21 電子調達システムについて

電子調達システムを利用するためには、環境の準備、電子証明書の取得、政府電子調達(GEPS) への利用者登録が必要である。電子調達システム操作等の問合せ先は次のとおりである。

- ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル)
- ・政府電子調達(GEPS) URL https://www.p-portal.go.jp

別添資料

仕様書

添付様式

| • | 競争参加資格確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 1 |
|---|--|
| | 同種工事の施工実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 2 |
| • | 主任(監理)技術者等の資格・工事経験等・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3 |
| • | 誓 約 書様式4 |
| • | 社会保険等の「保険料納付に係る申立書」・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 5 |
| • | 自己申告書 · · · · · · 様式 6 |
| • | 電子入札案件の紙入札方式での参加について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| • | 入札書 様式 8 (※ 紙入札用 |
| • | 電子くじ番号登録票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 9 (※ 紙入札用 |
| | 委 任 状······様式 1 O (※ 紙入札用 |
| | 封筒記載例 様式 1 1(※ 紙入札用 |
| | 丁車逹負却約隶(安) |

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 殿

住 所 商号又は指名 代表者氏名

令和 年 月 日付けで公告のありました、三国公共職業安定所全館空調設備入替工事に係る 競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び 添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)アに定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)ウに定める契約書の写し

(注) 契約担当官等の承諾を得て紙入札方式とする場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・ 氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提 出してください。

同種工事の施工実績(全国の実績)

会社名:

| 競争参加資格 | | ア 建物用途 庁舎又は類似施設(鉄筋コンクリート造) イ 階 数 2階以上 ウ 工事種目 空気調和設備改修工事 |
|--------------|---------|---|
| | 工 事 名 | |
| | 発注機関名 | |
| 工事 | 施工場所 | (都道府県・市町村名) |
| 事名称等 | 契約金額 | |
| 1 | 工期 | 平成(令和) 年 月 日 ~ 平成(令和) 年 月 日 |
| | 受注形態等 | 単体/JV(出資比率) |
| | 建物用途 | |
| _ | 構造・階数 | |
| 事概 | 建物規模 | 延床面積(m²): |
| 要 | 工事種目 | |
| | 工事成績評定点 | |

注1) 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

主任(監理)技術者等の資格・工事経験等

会社名:

| 配置予定者の氏名 | | 主任(監理)技術者 〇〇 〇〇(フリガナを記載) |
|------------|-----------------|---|
| 法令による資格・免許 | | 二級管工事施工管理技士 (取得年及び登録番号) |
| 竞 | 竞争参加資格 | ア 建物用途 庁舎又は類似施設(鉄筋コンクリート造) イ 階 数 2階以上 ウ 工事種目 空気調和設備改修工事 |
| | 工事名称 | |
| | 発注者名 | |
| | 施工場所 | (都道府県・市町村名) |
| エ | 契 約 金 額 | |
| 工事経験の概要 | 工期 | 平成(令和) 年 月 日 ~ 平成(令和) 年 月 日 |
| 験の | 従 事 役 職 | 監理(主任)技術者・現場代理人 |
| 概 要 | 建物用途 | |
| | 構造・階数 | |
| | 建物規模 | 延床面積(m²): |
| | 工事 種 目 | |
| 由 | 工事名称 | |
| 申請時におけ | 発 注 者 名 | |
| にお | エ期 | |
| おける | 従 事 役 職 | 監理(主任)技術者・現場代理人 |
| 0他工事の従事 | 本工事と重複する場合の対応措置 | |

- 注) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。
- 注) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載すること。

誓 約 書

| □ 私 |
|-----|
|-----|

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議 は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

所在地

社 名

代表者名

個人の場合は生年月日を記載すること。

法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員名簿

法人名

| 役 職 | 氏 名 | 生年月日 |
|-----|-----|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

[※]入札参加申込書提出日現在の役員全員分を記入すること。

[※]既存の名簿、住所録等で氏名・生年月日の記載があれば様式は問わない。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社 に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分 を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(住所)

(名称)

(代表者)

支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 殿

※社会保険料のうち、直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)の滞納の有無については入札説明書に定めた書類を提出すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが 判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立て ません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の調達案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、 紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 調達案件名
 - 三国公共職業安定所全館空調設備入替工事
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 殿

所 在 地 商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の調達案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、 紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 調達案件名
 - 三国公共職業安定所全館空調設備入替工事
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)

電子調達対応のシステム環境が整っていないため 等

入 札 書

| 件名: | 三国公共職業安定所全館空調設備入替工事 |
|-----|---------------------|
| | |

| 金額 | | 1 1 1 1 | 1 1 1 1 | | |
|---------|--|------------------|------------------|--|--|
| (消費税抜き) | | | | | |

本件に係る入札説明書を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

代 理 人

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

- (注) 1 金額は算用数字で表示し、あたまを¥で止めること。
 - 2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 殿

| 事業場名 | | |
|------|--|--|
| | | |
| 担当者名 | | |

電子くじ番号登録票

【案件名】三国公共職業安定所全館空調設備入替工事

| 【電子くじ番号】 | | | |
|----------|--|--|--|
|----------|--|--|--|

同価の落札となった場合に、電子くじにより落札者を決定することになりますので、任意の3桁の数字を記載してください。

- ※ 3桁の数字を入力しないと電子調達システムに登録することができず開札ができません。
- ※ 登録した電子くじ番号(3桁の数字)に、紙入札情報を登録した時間のミリ秒(3桁の数字) を加算したものが確定くじ番号となります。

参考(予算決算及び会計令 抜粋)

第83条

落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、契約担当官は直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

委 任 状

| 今般、(役職・氏名) | <u>を</u> 代理人として下記の事 |
|----------------------------|---------------------|
| 項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。 | |
| | |
| 記 | |
| | |
| 委任事項 : 三国公共職業安定所全館空調設備入替工事 | |
| | |
| | |
| 令和 年 月 日 | |
| | |
| | |
| 支出負担行為担当官 | |
| 福井労働局総務部長 殿 | |
| | |
| | |
| 住所 | |
| | |
| 名称 | |
| | |
| | |

代表者氏名

封 筒 記 載 例 (紙入札の場合のみ)

| 会社名 | 令和 年 月 日 | 札 書 在 中 | 入 札 書 (第〇回目) 在 中 | 三国公共職業安定所全館空調設備入替工事 | 支出負担行為担当官 | |
|-----|----------|------------------|------------------|---------------------|-----------|--|
| | | | | | | |

工事請負契約書(案)

1 工 事 名 三国公共職業安定所全館空調設備入替工事

2 工 事 場 所 三国公共職業安定所(福井県坂井市三国町覚善69-1)

3 工 期 契約締結の日から令和7年3月18日まで

4 請負代金額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額○,○○○,○○○円)

5 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 福井労働局

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 村瀬 友哉

受注者 ○○県○○市○○1-2-3

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国 の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同 じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商 法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工 上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。こ の場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力し なければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内 訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証 証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したもの に限る。)を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 第一項の規定により受注者が付す保証は、第47条第3項各号に規定する契約の解除による場合 についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金の10分の3に達するまで、 発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することがで きる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第 13 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
 - 一 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
 - 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定 める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その 他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当

該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出 した場合

- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その 他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日 (発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める 額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる 事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、 次に掲げる権限を有する。
 - この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図 等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検

査(確認を含む。)

- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及 び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合 においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - 一 現場代理人
 - 二 専任の主任技術者
 - 三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負 代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項 の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を 行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行 使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について 工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。 (履行報告)
- 第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理 人を兼任する者を除く。) その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等

で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その 理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その 結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、 その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては均衡を得た品質)を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を 受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合 格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、 当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は 工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計 図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったと きは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求 を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その 後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受 けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、

受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真 等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しな ければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に 直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械 器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、 設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担に おいて、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、 その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと 認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に 受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、 品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第16条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を 請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の 指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認めら れるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負 担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合に おいて、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の 理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、 工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。 (条件変更等)
- 第17条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、 その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的 な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた こと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見した ときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応 じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められると きは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注 者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないも

のは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第18条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第19条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の 労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれ る日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期 を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合 においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたとき は必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者 に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受 注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日 (第 21 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が 負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額 から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に 相応する額をいう。以下この条において同じ
- な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不 適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求す ることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション 又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前 各項の規定にかかわらず、請負代金額7-の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に 通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知 しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日 から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通 知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機 の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、 地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければ ならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったこ とにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及 び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を

超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に 請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差 し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却 することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の 額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による 損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当 該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、 「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に 負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を 差し引いた額を」として同項を適用する。

額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条から第19条まで、第21条、第22条、第25条から第28条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合におい

- て、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。 (請負代金の支払い)
- 第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受けた日から 40 日以内 に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を 経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」 という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を 超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。 (部分使用)
- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければ

ならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害 を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第34条 受注者は、工事の完成する前に工事代金の支払を発注者に請求することはできない。 (部分払)
- 第35条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料に相応する 請負代金の請求をすることはできない。

(部分引渡し)

- 第36条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第31条第2項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額× (1-前払金額/請負代金額)

(契約不適合責任)

- 第37条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡し による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、 発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行 の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求す ることができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時

期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見 込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第38条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第40条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、 その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を 経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、 この限りでない。
 - 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認め られるとき。
 - 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 四 正当な理由なく、第37条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - 四 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができ ないとき。
 - 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経 過したとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契 約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 八 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

- 2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 第42条又は第43条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において 同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注 者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の 代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団 又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている と認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き。
 - へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでの いずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものである ときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第42条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した 時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限り でない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 一 第18条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第19条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超

えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた 他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 第42条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第45条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、 当該検査に合格した部分の工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該 引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合にお いて、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最 小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は 管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り 片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事 用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、 工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者 の処分又は修復若しくは取片付けについ. て異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又 は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第39条、第40条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第38条、第42条又は第42条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及

び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第39条又は第40条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第39条又は第40条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき 事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225号) の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第40条第8号及び10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)に おいて、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、 発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第46条の2 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額に変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律

第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である 事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に 対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の 規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定した とき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。 以下この条において同じ。)。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第 1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分 野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取 引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金 の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。 次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100 分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第 2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確 定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴 金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を 経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息 を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第47条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償 を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照ら して発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - 一 第42条又は第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能である とき。
- 2 第 32 条第 2 項 (第 36 条において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第48条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項(第36条において これらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」 という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害 賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をする ことができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査 して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査 において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年 が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図に

より生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第49条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の 全部又は一部を解除することができる。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独 占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその 使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
 - 三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったこと が判明したとき。
 - 四 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第 3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければな らない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(違約金に関する遅延利息)

第50条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日 を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息 を甲に支払わなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第51条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け 又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第52条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に 対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

- 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明 したとき。
 - 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第53条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超 過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第54条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(火災保険等)

- 第55条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を 設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。 以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ち に発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直 ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

- 第56条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第57条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と 受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福井県建設工事紛争 審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を 解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の 仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。